

資料編

1. 用語集

用語	ページ	解説
IOT	14	モノのインターネット（Internet of Things）の略。さまざまなモノをインターネットでつなぐ技術のこと。
育成複層林	61	森林の木を伐採する時、一度に全部伐らずに必要な分だけ抜き伐りし、その跡に若い木を育て、年齢や樹種の違う木で構成される複層状態の森林のこと。
Well-being	4	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
ウメ輪紋ウィルス	32	モモやスモモなどに感染する植物ウイルス。 平成21年に青梅市ではじめてウメへの感染が確認された。感染すると葉や実には斑紋や輪紋が現れ、商品価値が無くなったり、収穫前に実が落果したりするなどの被害が出る。人には感染しないため、感染した実を食べても健康に影響はない。
運動公園	20	都市住民全般的な運動の利用を目的として設置された公園。
AI	14	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術といった広い概念で理解されている。
エコロジカルネットワーク	5	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。
SDGs（持続可能な開発目標）	6	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。 SDGsは、全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
SDGsウェディングケーキモデル	6	SDGsの17の目標の相互の関係性を示すモデルで、目標17をケーキの頂点として、その下に「経済圏」「社会圏」「生物圏」により構成されている。「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」である人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表している。
NPO法人	32	社会に貢献する活動を行う民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略称。環境、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまな分野で社会貢献活動に取り組んでいる。

用語	ページ	解説
援農ボランティア	32	農業の担い手が不足している農家に対して、市民が農作業を手伝うボランティア活動のこと。
青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	50	都市計画法の規定による技術基準を定めるとともに、施設の整備基準および協議等の手続を定めることにより、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図り、もって計画的なまちづくりを推進することを目的とする条例。
青梅駅周辺地区景観形成基本計画	51	「青梅市の美しい風景を育む条例」において、「歴史的な街なみと一体に景観の形成を図る必要があると認める区域」として指定された「青梅駅周辺景観形成地区」における「里山と川に包まれ歴史が息づき文化の薫る魅力あるまち」を目標とする計画。
青梅市環境基本計画	4	青梅市の環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画。
青梅市景観まちづくり基本方針	4	市民と事業者、市がそれぞれの役割において、お互いに協調し、連携して良好な景観の形成に向けて行動するなかで、美しい風景都市青梅を目指していくための指針。
青梅市公園施設長寿命化計画	50	厳しい財政状況の下、公園施設の老朽化の進行に対し、計画的で適切な維持補修・更新を行っていくために地方公共団体等が定める計画。
青梅市人口ビジョン	12	青梅市の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
青梅市森林整備計画	53	青梅市の地域の実状に応じて、地域住民等との理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進するための計画。
青梅市生物多様性地域戦略	4	生物多様性基本法に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。
青梅市総合長期計画	4	青梅市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。
青梅市都市計画マスタープラン	4	青梅市が定める都市計画を先導する役割をもつ、将来のまちづくりの基本方針。
青梅の森事業計画	32	青梅の森特別緑地保全地区内の自然環境について、より具体的に保全・整備・運営するための計画。
オープンガーデン	16	個人の庭を一般に開放すること。訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。

用語		ページ	解説
あ行	オープンスペース	5	公園・広場・河川・農地など、交通や建物によって占有されていない空地のこと。 人々の休息やレクリエーションの場となるほか、災害時の避難所にもなるため、植物に覆われていれば良いとされる。
	オープンデータ	14	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 2. 機械判読に適したもの 3. 無償で利用できるもの
	温室効果ガス	13	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
	カーボンニュートラル	6	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
か行	街区公園	20	街区内に住む人々が日常最も身近に利用する公園。 児童の遊戯や運動、高齢者の運動や休憩に配慮した地域の中心的な施設であり、同時に身近な緑を提供している。
	外来種	28	他地域から人為的に持ち込まれ動植物の種のこと。対語は郷土種。
	河岸段丘	15	河岸に沿う階段状の地形。 何段かの平坦な部分と斜面で形成されており、平坦な部分を「段丘面」、斜面を「段丘崖」という。
	かまどベンチ	54	災害時にかまどとして利用でき、レンガ囲いの土台の上に木製の座板をのせたもので、通常はベンチとして利用できるもの。
	夏緑広葉樹林	11	春から秋に葉をつけ、冬になると葉を落とす、広葉樹林のこと。
	関係人口	60	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
	緩衝緑地	20	工場地帯や道路などから発生する騒音、振動、悪臭、ばいじん、大気汚染などの公害を防止・緩和・防災するために設置する緑地のこと。
	間伐	15	樹木の生長に伴い、込み入ってしまった樹林において、樹木の生育を促すために間引く伐採のこと。

用語		ページ	解説
か行	企業の森	53	森林所有者、協賛企業・団体、（公財）東京都農林水産振興財団の三者が、森林整備に関する10年間の協定を締結し、花粉の少ない森づくりを進めていく事業。
	気候変動	13	気温及び気象パターンの長期的な変化のこと。1800年代以降は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）を燃やすと温室効果ガスが発生し、地球を覆う毛布のように太陽の熱を封じ込め、気温が上昇している。
	丘陵地	8	なだらかな起伏や小山が続く地形のこと。
	郷土種	52	ある地域に本来的に生育する植物種のこと。対語は外来種。
	近隣公園	20	近隣街区に居住する人を利用の対象とした、運動広場を中心としている公園。 幼児から老人までの年齢層が利用できる、動的レクリエーションの施設が配置されている。
	グリーンインフラ	6	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
	建築行為	51	建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為。
	公園台帳	14	都市計画法に基づき、公園管理者が作成・保管しなければならない調書および図面で構成される都市公園の台帳。
	公園DX	14	デジタル技術やデータを利活用して、公園管理者が業務効率化を図り、利用者サービスの向上を図ること。
	こどもまんなか社会	6	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。
さ行	コミュニティー花壇	16	地域の景観と環境の美化を進め、花とみどりで潤うまちづくりと地域の人々のコミュニティづくりに寄与することを目的として、地域団体等の協力のもと、育成・管理する花壇
	サードプレイス	43	プライベート空間である自宅、パブリックな空間である職場に次ぐ、義務感なく集い、非公式に創造的な交流が行われるような第3の場所。
	サウンディング調査	32	事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行う調査。
	里山	15	市街地や集落地の周辺にあり、人の生活と密接な関わりを持っていた山のこと。 かつては薪や炭の供給源となるなどしていたが、化石燃料の普及などにより経済価値が失われたため、放置、宅地化により消滅しつつある。
	CSR活動	56	企業の社会貢献活動のこと。

用語		ページ	解説
さ行	自然公園	20	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用増進を目的にして設置された公園。
	下草狩り	31	植林後の数年間、苗木の健全な生長のために雑草や低木を刈り取る作業のこと。
	シティースポット花壇	16	コミュニティ花壇の中でも、市内の主要な花壇のこと
	指定管理者制度	35	「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するための制度
	児童遊園	20	児童福祉法にもとづく青梅市児童遊園条例により設置され、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場所を提供する屋外の施設。
	市民農園	20	農業者以外の人々が、野菜生産やレクリエーションに利用できる農園。 自治体や農家などから小さな区画の農地を借りる。
	社会資本（インフラ）	6	日常生活や社会経済活動を支える産業基盤となる道路・交通安全施設、鉄道、河川、港湾・上下水道・公園などの公共施設のこと。
	住区基幹公園	20	居住している人々の日常的な利用を目的とし、主として歩いていける範囲にある公園。街区公園、近隣公園、地区公園がある。
	受光伐採	61	育成複層林において、下層の樹木の成長環境と光環境を確保するために上層の樹木を抜き切る伐採のこと。
	主伐	15	更新または更新準備のために行う伐採もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採。
	主伐事業	53	東京都の基金及び補助金により、森林所有者から立木を購入し、伐採、搬出、木材販売を行い、伐採後20年から30年の標準的な植栽・保育に必要な経費を全額負担する事業。
	薪炭林	11	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地。
	森林環境譲与税	53	市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

用語		ページ	解説
さ行	森林経営管理制度	53	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。
	水源かん養	15	雨水や河川などの地表の水が地中にしみ込み、地層中に農業用水などが蓄えられること。
	スマートローカル青梅	14	デジタル技術やデータ等の活用により、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等を図る取組であるDXによる変革を推進し、地域全体のデジタル化と豊かな自然と共生した地域づくり「スマートローカル」を目指すための方針。
	生産緑地地区	20	生産緑地法の規定によって定められた土地や森林のある地域のこと。農林漁業との調和を図ることを目的として指定されており、計画的、永続的に保全していく地区。
	生態系バランス	37	生態系とは相互にかかわり合いながら生きている生き物たちとそれらを取りまく自然環境を合わせたまとまりのことで、生態系は様々な生き物たちによって絶妙なバランスで保たれている。
	生物多様性	13	一般では多様な生物が存在していることをいう。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。
	生物多様性国家戦略2023-2030	13	令和4年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。
	絶滅危惧種	77	レッドリスト（日本に生息または生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの）掲載種のうち、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に評価された種・亜種・変種を絶滅危惧種としている。
	ゼロエミッション東京戦略	13	「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組み・ロードマップをまとめた計画
	潜在自然植生	75	ある土地の植生が代償植生だった場合、その植生への人間による干渉を完全に止めたときと仮定したときに最終的に形成される植生のこと。
	扇状地	8	河川が、山地から平野や盆地に移る際に作られる地形のこと。山側を頂点とし、扇状に土砂が堆積することからこのように呼ばれる。端部では湧水が湧くほか、地盤が良く古くから集落が発達している。

用語		ページ	解説
さ行	総合公園	20	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした公園。
	ソーラー公園灯	54	太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、その電力で点灯するLED街路灯であって、電力系統に接続されていないもの
	杉保プロジェクト	56	青梅の森およびその周辺で青梅市が管理する地域において、保全活動等を行う各種団体等と青梅市が協働で青梅の森保全事業を行うことを目的に設置されたプロジェクト。
た行	体験型農園	35	農園開設者（農家）が自らの農業経営の一環として開設し、利用者に作付から収穫までの農作業を指導する農園。
	多摩川沿い景観形成地区	32	「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」が適用される範囲で、多摩川が形作る自然豊かな崖線の緑を守り育てる、多摩川と一体となった川沿いの良好な市街地景観を整えるという考え方にに基づき設定されている。
	多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン	48	多摩川由来の崖線の緑を、後世に向けて保全していくことを目的とし、行政と市民と企業等が保全に向けて現状や課題を共有するとともに、協働で崖線の緑の保全に向けた積極的な取り組みの方向性を示すガイドライン。
	多摩の森林再生事業	53	手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の山林所有者と東京都が協定を結び、その森林において、都が全額費用を負担して間伐を実施する事業
	地域森林計画対象民有林	20	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画の対象となる森林
	地区計画制度	50	一定の地区内で、よりよいまちをつくっていくため、地区の特性にふさわしいきめ細かなルールを定め、良好な環境を整備、保全するために定められた計画。都市計画法にもとづくまちづくりの手法のひとつ。
	地区公園	20	徒歩圏内にある運動や休養などのレクリエーションのために設置された、近隣公園より広い公園。
	地産地消	35	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。
	東京が新たに進めるみどりの取組	4	東京都が都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月策定）で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、4つの方針に基づく取組のこと。
	東京グリーンビズ	4	東京都が「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業等とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えたみどりのプロジェクトのこと。

用語		ページ	解説
た行	東京都生物多様性地域戦略	13	生物多様性基本法第13条第1項に基づく東京都の地域戦略で、将来にわたり生物多様性の恵みを受け続けることのできる都市をめざして策定した計画のこと。
	特殊公園	20	風致公園や動植物公園、墓園などの公園。社会教育機関として位置付けられているなど、文化遺産の保護を目的としているなど、特別な位置付けがされている。
	都市基幹公園	20	都市住民全般の利用に供することを目的として設置する公園。総合公園、運動公園がある。
	都市計画公園・緑地の整備方針	4	緑やオープンスペースの保全・創出にかかる他の施策と一体となって、東京都内の都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発言に向けた取り組みの方針。東京都と区市町（23区、26市及び2町）が共同で策定している。
	都市緑地	20	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
な行	都市緑地法	4	都市の緑地を保全するとともに、緑化や公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。緑の基本計画や特別緑地保全地区の指定、緑地協定などについて規定している。
	認定農業者	49	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定した農業者のこと。
	ネイチャーポジティブ	6	日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。
	農業振興地域農用地区域	49	農業振興地域は、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、農用地区域とは農用地利用計画において農用地等として利用すべき土地の区域のこと。
	農地バンク	49	農地中間管理機構のことで、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となる。農地バンク、機構、公社などと呼ばれている。
	農用林	11	人の住む処に隣接した森林で、農民の働きかけが強い二次林。「里山」は農用林に代わる言葉として考えられた。

用語		ページ	解説
は行	Park-PFI	35	公募設置管理制度のことで、都市公園において、飲食店、売店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。
	パークマネジメント	37	公園の運営管理のこと。
	パークマネジメントマスタープラン	14	東京都が、今後10年間に東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、多様な主体と連携しながら、都民の視点に立って取組を進めていくため、都立公園全体の整備・管理運営の指針。
	バリアフリー	50	道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁を除去し、生活しやすくすること。
	パリ協定	13	2015年に取決められた2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。1997年に定められた地球温暖化に対する国際的な取り決めである「京都議定書」の後継となるもの。パリ協定は、開発途上国も含めた世界全体で温室効果ガスの削減が求められ、歴史上はじめて、全ての国が参加する公平な合意となっている。
	ビオトープ	51	ドイツ語の「biotop」のことで、もともとはギリシャ語で「命（bio）のある場所（topos）」という意味。人口や自然を問わず、生物が生息する場所を指す。
	ビッグデータ	14	情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。
	肥培管理	49	作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、施肥、除草等の一連の作業を行って作物を栽培すること。
	広場公園	20	都市の景観の向上や周辺施設の利用者の休息の場としての利用を目的とし、市街地の駅周辺に設置された公園。
	風致	15	風景がもつおもむきやあじわいのこと。
	平地林	49	環境基本計画における平地自然地域にある森林。平地自然地域は人口密度が高く、農耕地等も多く存在し、市街地等の大部分が存在する地域であり、そこに残された森林は貴重な存在である。
	保安林	20	水源かん養や土砂災害の防止など、公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加えられた森林。
	萌芽更新	61	伐採後に切株や根から新しい芽が延びてくる樹木の性質を利用し、伐採後に森林を造成する手法で、10～20年で伐採する薪炭林に適している。

用語		ページ	解説
は行	保全地域の保全・活用プラン	4	「東京における自然の保護と回復に関する条例」で指定する保全地域の価値・魅力を一層向上させる総合的なプランとして策定したもの。
	ポテンシャル	37	潜在的な力。可能性としての力。
ま行	まちづくりGX	6	GXとはグリーントランスフォーメーションの略で、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。国土交通省はまちづくりGXとして、緑地の保全及び緑化の推進、脱炭素化等の推進に取り組んでいる。
	マンホールトイレ	54	下水道管路にあるマンホール上に簡易な便座やオアネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。
	道連れ解除	79	生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下まわると、生産緑地地区全体が解除されてしまうこと。
	緑確保の総合的な方針	4	減少傾向にある既存の緑を守り、緑のまちづくりを推進するため、10年間で確保する緑やまちづくりの中で取り組む緑化施策等を示した方針。東京都と区市町村（23区、26市、3町および1村）が合同で策定している。
	みどりのカーテン育成モニター	30	市民、市内事業者を対象に、みどりのカーテンのモニターを募集し、モニターは配布されたゴーヤの苗を育成し、アンケート提出する事業。
	みどりのカーテンコンテスト	30	青梅市が、建物の緑化および地球温暖化防止対策として効果が期待できるみどりのカーテン育成を市民に広く周知、普及するため、平成23年度から開催しているコンテスト。
	みどりのフィンガープラン	20	開発が急速に進められていた平成元年当時、都内の丘陵地の自然環境の保全と活用を図り、秩序ある開発が行われるようにするため、緑地確保の配慮事項やレクリエーション的活用方策、適正な土地利用誘導などを示した東京都のプラン。都内の丘陵地が、本市の関東山地から武蔵野台地に向かって指状に突き出たようにみえることからこの名称となっており、加治丘陵には、永山・霞・小曾木丘陵を含む。なお、「緑確保の総合的な方針」では、対象とする丘陵地に位置づけられ、「東京都景観計画」では、多摩地域を象徴する景観として「丘陵地景観基本軸」に位置づけられている。

用語		ページ	解説
ま行	木質バイオマス燃料	53	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地。チップ、ペレットなどで、森林から直接産出する燃料と、木材加工から生じる端材・木屑、あるいは産業廃棄物由来の燃料に大きく二分される。
	モニタリング調査	77	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的。
や行	遊休農地	79	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地、または周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	50	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の有無などにかかわらずに利用することができる施設・製品・情報のデザインのこと。 この言葉については、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏によって、「公平性」、「自由度」、「単純性」、「わかりやすさ」、「安全性」、「省体力」、「スペースの確保」の7つの原則が提唱されている。
	予防保全型	35	インフラの管理手法の一つで、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。
ら行	ランドマーク	5	都市のイメージを構成する目印。
	流域治水	13	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる隆起に関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
	レクリエーション	5	娯楽や余暇活動のこと。
	6次産業化	55	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的・一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。